

秋田市景観重要建造物等保存事業費補助金交付事務取扱要領

〔平成23年5月16日〕
市長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要領は、秋田市景観重要建造物等保存事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に規定する事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領において使用する用語は、要綱において使用する用語の例によるものとする。

(補助対象要件)

第3条 景観重要建造物、景観重要樹木又は歴史的建造物の補助対象は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観又は樹容が景観上の特徴を有し、景観区域内の良好な景観形成に重要なものであること。
- (2) 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。
- (3) 地域の景観資源として、地域住民に親しまれているものもしくは地域のランドマークとなるもので景観への影響が大きいもの又は地域の景観まちづくりの核となるもの。
- (4) 文化財保護法の規定により、国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての指定又は仮指定を受けていないもの。

2 景観重要建造物および歴史的建造物の補助対象となる要件は、前項によるもののほか、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 外観が伝統的様式や技法で構成され、秋田の歴史文化又は生活文化が感じられるものであること。

(2) 日常的に使用されているか又は現在使用されていないものについては将来使用されることが確実であること。

(3) 老朽化又は改造の程度が著しくなく、原形をよく留めていること又は修復が可能なこと。

(4) 適正な維持管理が継続的に行われることが期待できること。

3 景観重要樹木の補助対象となる要件は、第1項によるもののほか、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 秋田の良好な景観形成に取り組む上で重要な位置および場所にあること。

(2) 樹木の育成環境が良好であること。

(3) 市民に広く親しまれ、保全する価値があると認められること。

(4) 適正な維持管理が継続的に行われることが期待できること。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、要綱第4条の規定によるほか、その補助対象行為および基準は、別表のとおりとする。

(事前協議)

第5条 要綱第8条に規定する事前協議にあたっては、秋田市景観形成専門部会の意見を聴くものとする。

2 事前協議の期間は、別に市長が定める期間とする。

3 要綱第8条第2項に基づく助言又は指導にあたり確認すべき事項を明らかにするため、別にチェックリストを作成することができる。

4 事前協議に関し必要な事務は、秋田市都市整備部都市計画課で行うものとする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年5月16日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象行為	補助対象基準
要綱第4条第1号 に掲げる事業	1 仕上げ部分およびそれに伴う下地部分の修理並びに改修で外観に係る行為 2 構造耐力上主要な部分の修理又は改修 3 耐震補強の必要性が認められた構造補強 4 屋外の木製部分の防腐処理 5 景観向上のため、在来の部材および工法への復元行為	1 原則として対象物の建築と同じ工法・構造を用いること。やむを得なくその他の工法・構造とする場合は、当時の状態をできるだけ再現した様態を保持したものとする。 2 使用材料は建築時と同等又は、それ以上の耐久性を有する物を使用すること。ただし入手および加工が困難なものについては、当時の風合いを再現できる意匠とした場合はこの限りでない。 3 色彩については、基本的に従前と同色の系統とする。
要綱第4条第2号 に掲げる事業	公共の場所から見える各種設備等の景観向上のための修理又は改修	要綱第4条第1号に掲げる事業の補助対象基準に準ずるほか、建造物本体と調和した部材、色彩とすること。
要綱第4条第3号 に掲げる事業	公共の場所から見える各種設備等の景観向上のための改善	建造物本体と調和した部材、色彩とすること。
要綱第4条第4号 に掲げる事業	要綱第4条第1号から3号までに掲げる事業の補助対象基準に適合する基本設計および実施設計	要綱第4条第1号から第3号までに掲げる事業の補助対象基準に沿うこと。
要綱第4条第5号 に掲げる事業	樹形の整形のための剪定および枝の処理	景観に配慮した樹形とすること。
要綱第4条第6号	病害虫駆除および樹勢回復の	樹種に適した病害虫駆除の行為と

に掲げる事業	ための薬剤散布および薬剤注 入	すること。
<p>備考</p> <p>補助対象事業別毎の実施例</p> <p>(1) 要綱第4条第1号に掲げる事業（屋根の葺き替え又は塗り替え、外壁の張り替え、柱および梁の改修、木製建具への交換等）</p> <p>(2) 要綱第4条第2号に掲げる事業（門、塀の修理又は改修、ブロック塀から板塀への改修等）</p> <p>(3) 要綱第4条第3号に掲げる事業（屋外の建築設備への目隠し、屋外広告物の改善等）</p>		